

発注者の責務について

発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）

令和2年11月
国土交通省 九州地方整備局 技術管理課

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成（令和2年）
 ➤各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
 ➤国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ①予定価格の適正な設定
- ②歩切りの根絶
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④施工時期の平準化【新】
- ⑤適正な工期設定【新】
- ⑥適切な設計変更
- ⑦発注者間の連携体制の構築

- ①予定価格の適正な設定
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③履行期間の平準化
- ④適正な履行期間の設定
- ⑤適切な設計変更
- ⑥発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ①ICTを活用した生産性向上【新】
- ②入札契約方式の選択・活用
- ③総合評価落札方式の改善【新】
- ④見積りの活用
- ⑤余裕期間制度の活用
- ⑥工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦受注者との情報共有、協議の迅速化

- ①ICTを活用した生産性向上
- ②入札契約方式の選択・活用
- ③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④履行状況の確認
- ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ①随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ②現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

必ず実施すべき事項(工事)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

④ 施工時期の平準化【新】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**縁越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**縁越明許費を活用**する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項(工事)

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事や海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計[新])

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**縦越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う。**その際、履行期間が翌年度にわたることになったときは、**縦越明許費を活用する。**

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める。**

実施に努める事項(測量、調査及び設計[新])

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウイークリースタジンスの適用**や**条件明示チェックシートの活用、スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による共同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

災害対応(工事・業務)【新】

① 隨意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

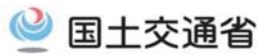
災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっても**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

参考資料

工事

9

【工事/必ず実施】①予定価格の適正な設定

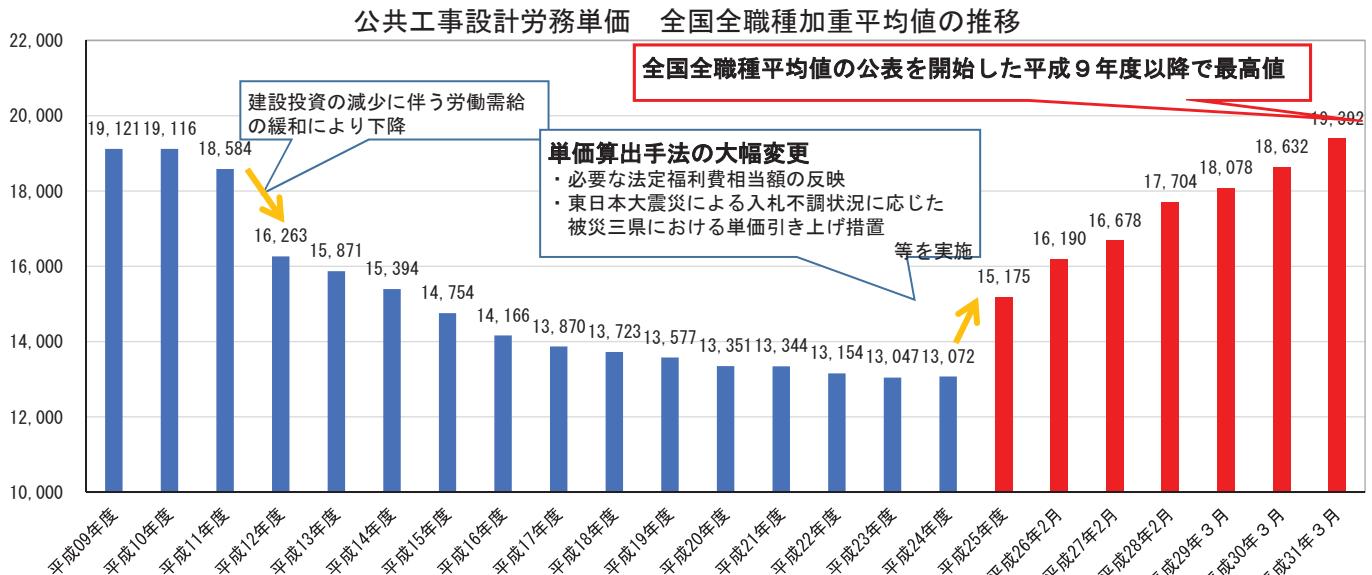


予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上する。

(1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映

(2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映 (H25より継続)

→ 全職種平均 全国 (19,392円) 平成30年3月比；+3.3% (平成24年度比；+48.0%)
被災三県 (21,105円) 平成30年3月比；+3.6% (平成24年度比；+64.0%)

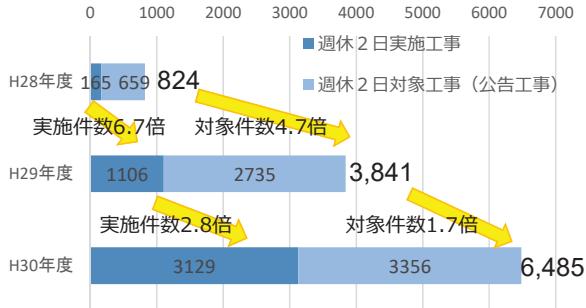


10

【参考】週休2日確保に向けた取組

- 平成30年度より労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 本年度より現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保する「週休2日交替制モデル工事」を試行。

週休2日工事の実施状況（直轄）



週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市（計67団体））

■ H29年度：実施工事39団体

■ H30年度：実施工事56団体

- 労務費等補正：実施工事48団体
- 工事成績評定：実施工事49団体

週休2日の取得に要する費用の計上（直轄）

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

H30年度より労務費、機械経費（賃料）を新たに補正対象とし、共通仮設費、現場管理費と合わせて、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上する試行を実施。

※()は空港土木

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設费率	1.01(1.01)	1.03(1.02)	1.04(1.03)
現場管理费率	1.02(1.01)	1.04(1.02)	1.05(1.04)

週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は協議

■ 工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

【工事/必ず実施】②歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

全1788団体（47都道府県、20指定都市、1721市区町村）

平成27年 1月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,031団体

（注）「歩切り」を行っている理由について 未回答の1団体を除いた状況。

端数処理等を行っている団体
297団体

慣例、自治体財政の健全化等のため「歩切り」を行っている団体
459団体

平成28年 2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
(同額とする予定の団体を含む)
1,528団体

端数処理等を行っている団体
(端数処理等に変更予定の団体を含む)
252団体

見直す方向で検討中
5団体
見直しを行
う予定はな
い
3団体

平成28年 12月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
(同額とする予定又は見直す方向で検討中の5団体を含む)
1,598団体

端数処理等を行っている団体
(端数処理等に変更予定の1団体を含む)
190団体
見直しを行
う予定はな
い
0団体

平成30年 10月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
(同額とする予定又は見直す方向で検討中の3団体を含む)
1,669団体

端数処理等を行っている団体
119団体
見直しを行
う予定はな
い
0団体

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

取組状況

- H 27. 2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H 28. 2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H 28. 4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引き上げ）
- H 28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H 29. 2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H 29. 4 低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引き上げ）
- H 31. 4 低入札価格調査基準の改定（調査基準の範囲を0.70～0.90→0.75～0.92に引き上げ）

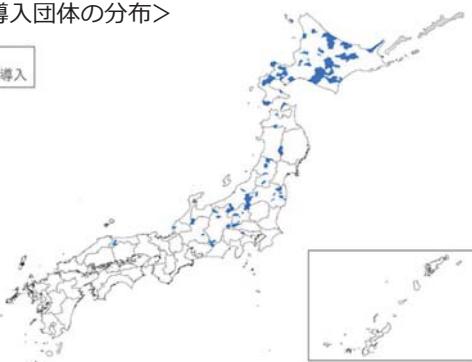
<未導入団体の推移>		
H 18	484	団体
H 20	359	団体
H 22	272	団体
H 24	232	団体
H 29	126	団体
H 30	109	団体

最低制限価格制度等の導入状況 ~109団体が未導入~

	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47	20	1612
	100.0%	100.0%	93.7%
いずれも未導入	0	0	109
	0%	0%	6.3%

未導入団体の分布

凡例
■ 未導入



*H30. 8. 1時点 13

最低制限価格等の公表時期 ~導入済の団体の1割前後は事前公表~

	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2	1	132
	4.5%	5.0%	8.8%
基準価格の事前公表	2	0	53
	4.3%	0%	7.6%

【参考】低入札価格調査基準の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者としない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

【範囲】	
予定価格の	
7.0/10～9.0/10	
【計算式】	
<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 	
上記の合計額 × 1.08	

H31.4.1～

【範囲】	
予定価格の	
7.5/10～9.2/10	
【計算式】	
<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 	
上記の合計額 × 1.08	

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

①国庫債務負担行為の積極的活用

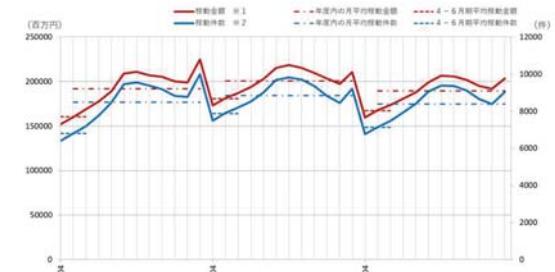
適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為(2か年国債)**(注1)及び**ゼロ国債**(注2)を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

令和2年度：約3,200億円（平成31年度：約3,200億円）

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定（業務についても平成31年度から新たに設定）

※令和2年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円（業務含む）



国土交通省直轄工事 積働件数・金額の推移(全国)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移：平成29年3月時点：約500団体（約25%）→令和元年11月時点：1946団体（約97%）
国、特殊法人等：205/213、都道府県：47/47、政令指定都市：20/20、市町村：1674/1722（令和元年11月時点）



発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

③地方公共団体等への働きかけ

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して直接ヒアリングなども行いながら、継続的にフォローアップを実施。

注1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2ヶ年国債という。

注2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

【参考】地方公共団体における平準化の取組の更なる推進

- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「**発注者の責務**」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化の方策を講ずることを「**努力義務化**」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準更なる平準化の推進が必要

[※平準化率は、国：0.85、都道府県：0.75、市町村：0.55
(H30年度)]

まずは**一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市**に対し、重点的に**平準化の取組の実施を働きかける**とともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援

取組事例等の周知徹底

●施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底
(中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、監理課長等会議(8ブロック)等)

●地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしひせそ事例集」の更なる充実・普及)

平準化の進捗・取組状況の見える化

●地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ

- ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況を見える化し、他の団体と比較できるよう公表
- ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
- ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」。)において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

<根拠条文>

品確法第七条第一項(抄)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百四十四条に規定による債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。



対応の基本方針

- 入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設
(現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表)
- 掲載をする情報は事業(プロジェクト単位)を基本とし、事業計画通知や各種計画等で既に公表している情報を用いて対応

スケジュール

- 令和2年度から直轄の取組を公表予定
- その後、地域発注者協議会を通じて、取組を順次拡大予定

17

【工事/必ず実施】⑤適正な工期設定

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等**を考慮する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

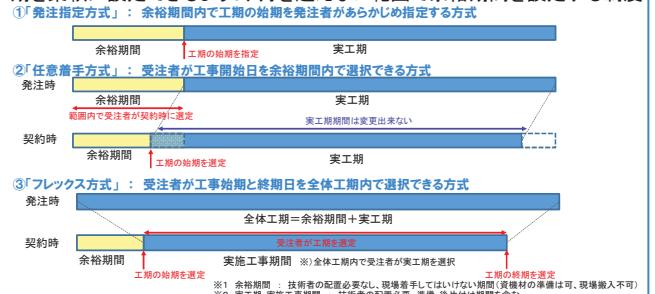
準備・後片付け期間の見直し

- 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間		20日
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数	
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日		
PC橋工事	30~90日	70日	15~20日		
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日		
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日		
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日		
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日		
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日		
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日		

余裕期間制度の活用

- 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度



工期設定支援システムの導入

- 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動計算
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム(イメージ)



工事工程の受発注者間での共有

- 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画を作成
- ② 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- ③ 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施

担当者	事項	0月	0月	0月	0月	0月	0月
施工者	00工						
	00I						
	00II						
	00III						
発注者	支障物件移設						
	00協議						

18

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなつたときは、**繰越明許費を活用する**。

設計変更ガイドラインの改定（全地方整備局等で改定済み）

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないよう、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記
関東地方整備局の事例(H27.6改定)

1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
 - ・改正品確法の基本理念により、受発注者が対等の立場であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - ・条件明示の確認に不足が生じないよう受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、照査項目のチェックリストを含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
 - ・設計変更に伴う費用の増減概算額について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う指示書に概算額を明示することを記載
5. 「工事一時中止」について
 - ・工事一時中止についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に增加概算額を明示することを記載
6. 「工期短縮」について
 - ・受注者は工期短縮計画書を作成し、受発注者間で協議することを明記

【工事/必ず実施】⑦発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成



- 協議会**構成員の役職格上げ**、連携・支援の実施に向けた**役割の見直し**

- 地域発注者協議会の下に**全市町村が参画する**都道府県毎の部会を設置

例1：北陸ブロック 協議会規約の改正

- | | |
|-------------|------------------------------|
| ・役職の格上げ | 県 : [部長] → [副知事] |
| | 市（町村） : [副市（町村）長] → [市（町村）長] |
| ・協議会の役割の見直し | [連絡調整] → [推進・強化] |

【体制イメージ】



例2：中部ブロック 各県部会の設置

規約（H26.10改正部分抜粋）（部会）

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

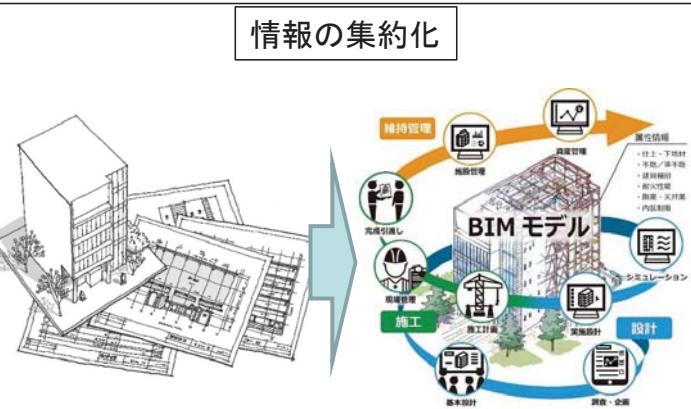
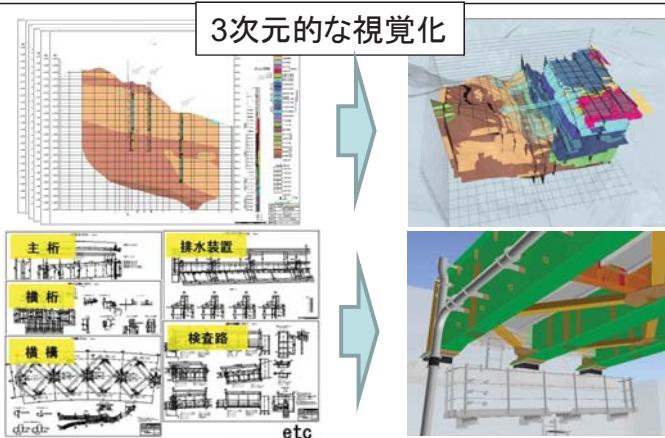
業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIM**や**3次元データ**等の積極的な活用に努める。

○BIM/CIM※とは、計画・調査・設計段階から**3次元モデルを導入し**、後工程においても**情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ること**で、建設生産・管理システムにおける**品質確保**と共に受発注者双方の**業務効率化・高度化**を図るもの。

○BIM/CIMを活用することで、**3次元的な視覚化**が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、**情報の集約化**が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。

○ひいては、建設生産・管理システム全体における、**事業の生産性向上や品質の確保**を図ることが可能。

※ Building/ Construction Information Modeling, Management



21

【工事/実施に努める】①ICTを活用した生産性向上

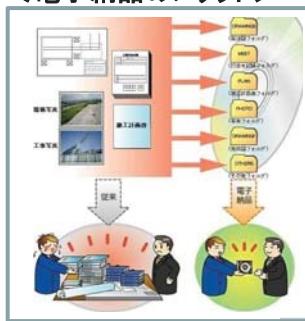
各段階においてICTを積極的に活用し、地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携や**電子納品のオンライン化**等の推進に努めるとともに、**生産性向上に資する技術**についても積極的に活用するよう努める。

○電子納品とは、建設生産システムにおける調査・設計・工事等の各段階の成果の一部を電子成果品として電子的に納品すること。
(平成16年より本格運用中)

○各事業プロセスや関係者間をまたぐ情報の共有・有効活用を図ることで、公共事業の生産性向上等に寄与。

○オンライン化(情報共有システム上の電子成果品を、インターネットを介して納品)により電子納品の更なる省力化、効率化を図る。

<電子納品のメリット>



- ・電子媒体(CD-R)への格納や郵送等の作業削減
- ・電子納品の確実な納品(電子納品・保管管理システムへの自動登録)



<これまでの実施内容と今後の予定>

平成30年度
手法及びシステム仕様の検討
現場試行26件(内訳:工事24件、業務2件)

令和元年度
システム開発

令和2年度(目標)
運用開始

※自治体での電子納品のオンライン化に対しても支援を実施

22

【工事/実施に努める】②入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインの策定（平成27年5月）

国交省HP (<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>)

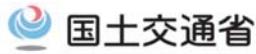
本編・事例編の2編で構成。

本編：各方式の概要や選択の考え方等を記載 事例編：事例やその適用の背景等を整理
工事調達における入札契約方式の全体像



23

【工事/実施に努める】③総合評価落札方式の改善



豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

■海外の施工経験の評価(案)

対応の基本方針

- 海外の工事・業務については発注主体が多種多様であることから、通常の国内の直轄工事・業務のように一元的な評価方法を実施することは不可能
- 海外の工事・業務で実績のある技術者を表彰する制度を構築し、その表彰の有無を総合評価落札方式にて加点項目とする案を検討

表彰制度(案)

1. 対象: 海外の工事・業務で実績を有する日本の技術者
2. 審査方法: 審査委員会を設置
3. 褒賞: 大臣表彰

総合評価で評価方法

- 【工事】WTO案件の工事において、段階選抜の一次選抜で、海外実績を有するものを優先的に選定。
【業務】総合評価、プロポーザル方式の評価項目として設定
※工事・業務ともに、評価の対象となる期間は受賞から10年程度を想定

24

【参考】国土交通省登録資格の活用

国土交通省登録資格とは

- 民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格(ここでは民間資格という)について、国や地方公共団体の発注業務で活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度。
(根拠法: 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号、令和元年6月14日改正施行)第24条)
⇒平成30年度までに延べ288資格が登録【維持管理分野(点検・診断等業務)209資格、計画・調査・設計分野79資格】
- 国や地方公共団体発注の「計画・調査・設計業務」、「維持管理業務」において、担当技術者、管理技術者、照査技術者に民間資格の保有者を配置するなどにより、業務の品質を確保。

【点検・診断等(維持管理)業務の登録資格の分野】												
部門	専門分野											
	河川	港湾	下水道	排水	港内	土木施設	都市計划	土木構造	地質	測量	トネル	橋梁
点検	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
診断	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
計画 (规划设计)												
計画策定 (规划设计)												

【計画・調査・設計業務の登録資格の分野】												
部門	専門分野											
	河川	港湾	下水道	排水	港内	土木施設	都市計划	土木構造	地質	測量	トネル	橋梁
計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

国土交通省登録資格に関する情報(国土交通省HP) https://www.mlit.go.jp/tec/tec Tk_000098.html



25

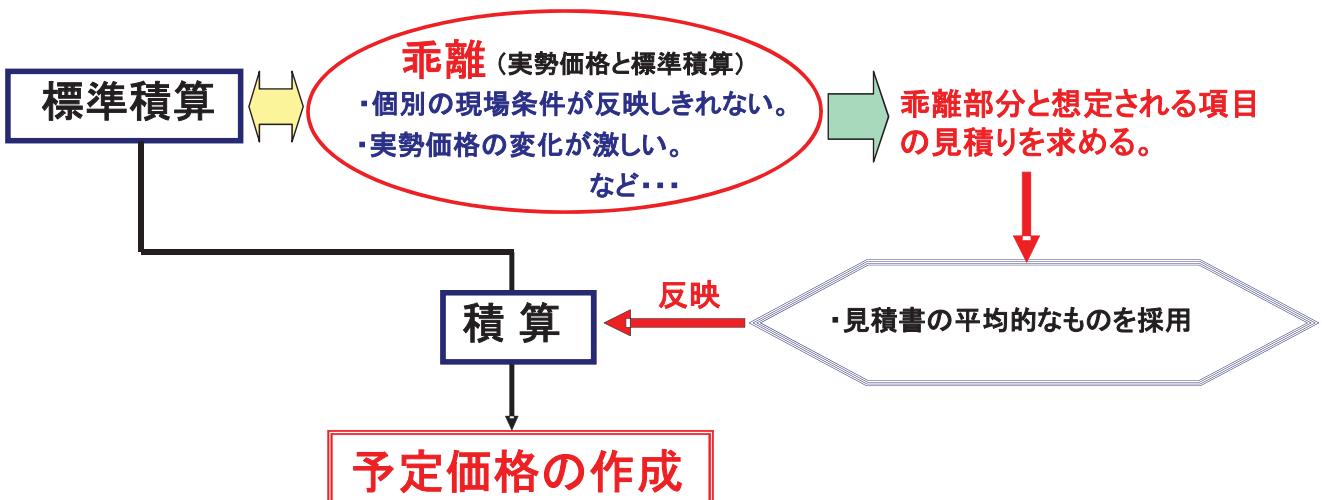
【工事/実施に努める】④見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

◆対象工事及び工種

対象工事: 標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種: 直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分



26

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

■余裕期間制度

①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：
6ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置：
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間：
技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

【工事/実施に努める】⑥工事中の施工状況の確認

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

- 国土交通省発注工事において、日建連「労務費見積り尊重宣言」*を踏まえ、元請企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するために、総合評価方式においてインセンティブを付与(技術評価における加点)するモデル工事(「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(仮称))を試行する。

1. 対象工事

*:(一社)日本建設業協会 H30.9.18発表

- 当面、一般土木(WTO対象工事で段階的選抜方式)にて試行

2. 総合評価方式における技術評価内容

- 入札契約手続きの審査基準日までに、参加する企業(個社)において「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表とともに、下請企業への見積依頼に際して労務賃金を内訳明示する旨を記した誓約書(又は見積書様式、その他労務賃金を内訳明示することがわかる資料)を提出する
- 上記両方の条件を満たした場合1.0点加点する(自由設定項目)
※「競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限」の日

3. 工事成績評定

- 工事完成検査/成績評定時において、元請企業と下請企業間の見積書を確認し、労務賃金が内訳明示されていない場合には、工事成績評価において減点する
- 見積書の確認は抜き取りで行うこととし、確認範囲は当面、以下の場合とする
<見積書を確認する範囲>
 - ・一次下請(施工体制台帳に記載された業者)との契約のうち、下請金額3,500万円以上の契約(警備業者との契約も対象に含む)
- また、見積書に加えて注文書において、労務賃金が内訳明示されている場合には、加点する

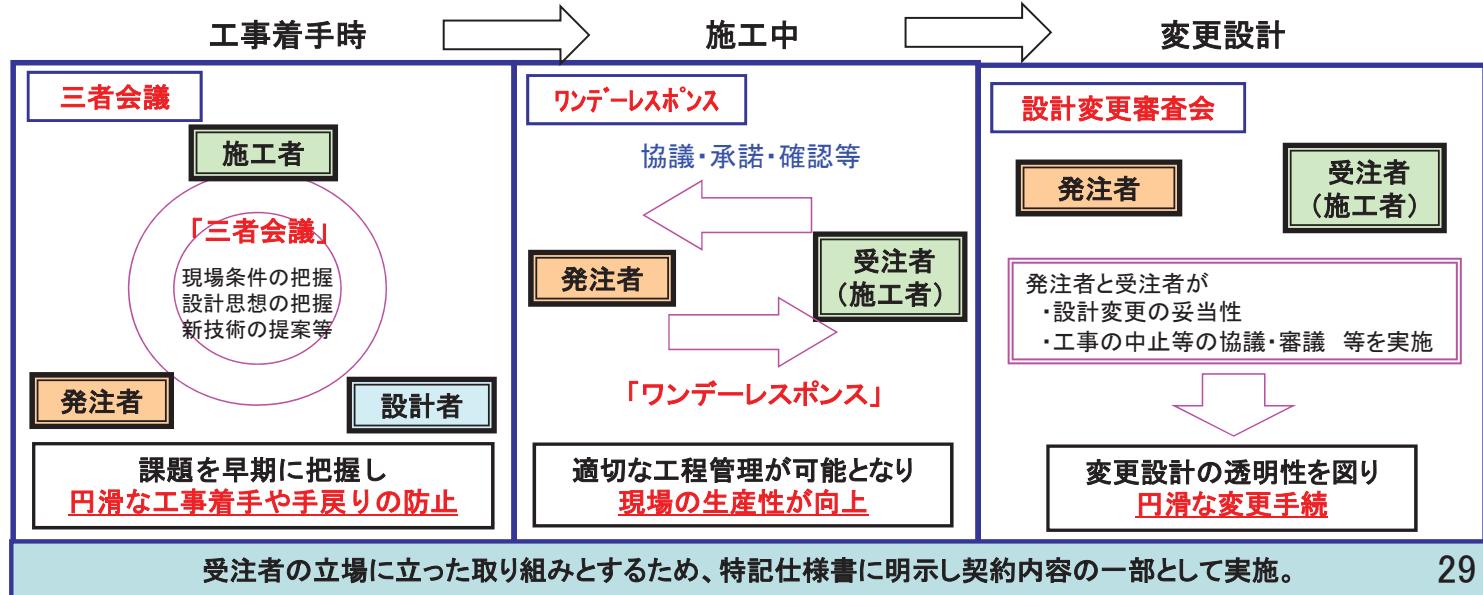
4. スケジュール

- 令和元年下半年(10月)から試行

各発注者は**受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。**設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ワンデーレスpons : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・設計変更審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施



29

業務

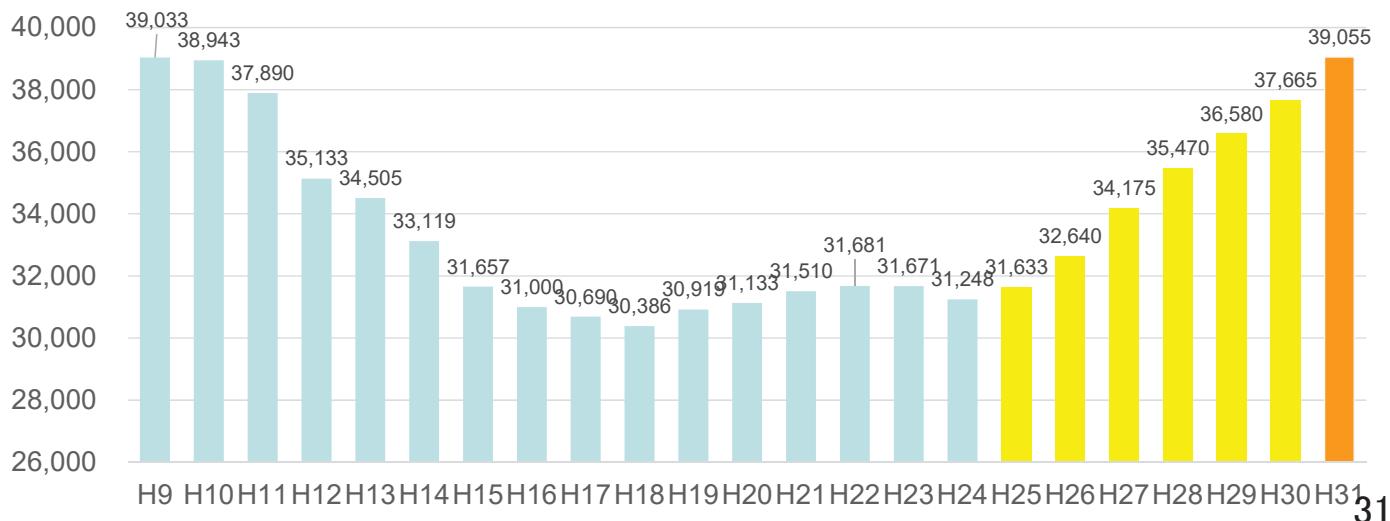
予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

→ 全職種平均 39,055円 平成30年3月比；+3.7%
(平成24年度比+25.0%)

設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移



【業務/必ず実施】②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

取組状況

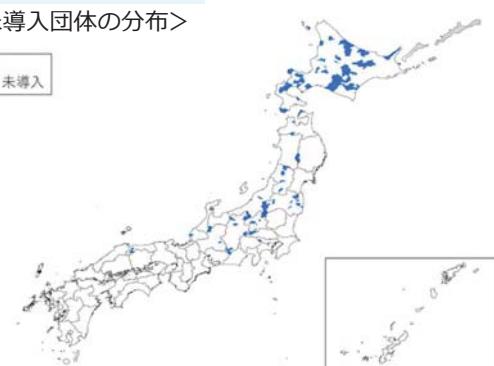
H27.2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
H28.2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
H28.4	低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
H28.10	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
H29.2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
H29.4	低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ）
H31.4	低入札価格調査基準の改定（調査基準の範囲を0.70～0.90→0.75～0.92に引上げ）

<未導入団体の推移>
H18 484 団体
H20 359 团体
H22 272 団体
H24 232 団体
H29 126 团体
H30 109 团体

最低制限価格制度等の導入状況 ~109団体が未導入~			
	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47	20	1612
	100.0%	100.0%	93.7%
いずれも未導入	0	0	109
	0%	0%	6.3%

<未導入団体の分布>

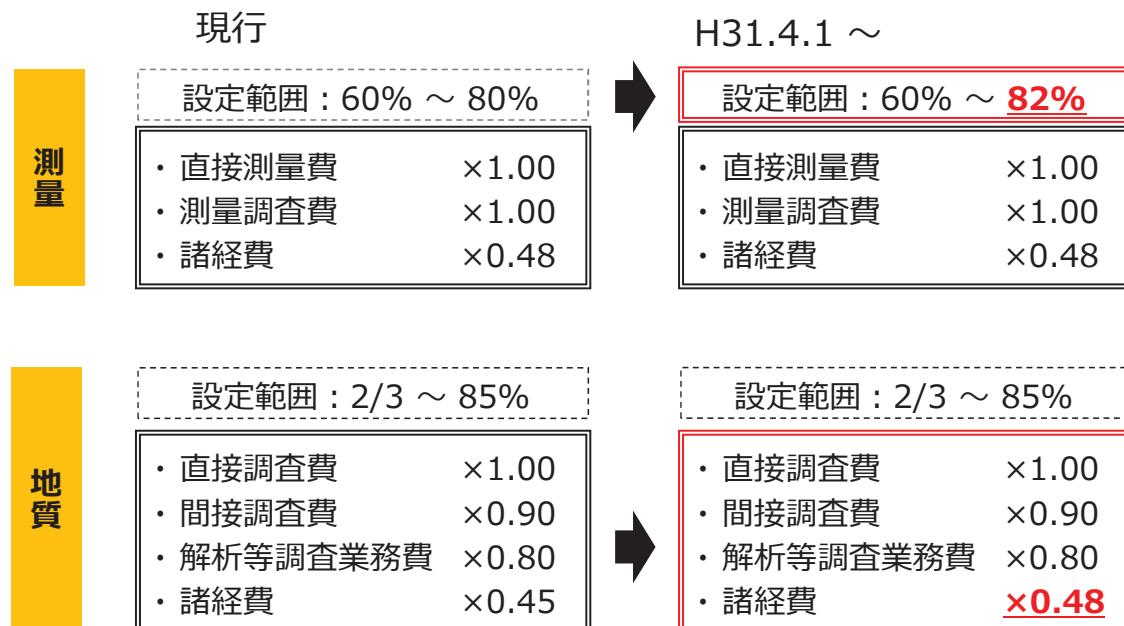
凡例
■ 未導入



最低制限価格等の公表時期 ~導入済の団体の1割前後は事前公表~			
	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2	1	132
	4.5%	5.0%	8.8%
基準価格の事前公表	2	0	53
	4.3%	0%	7.6%

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ



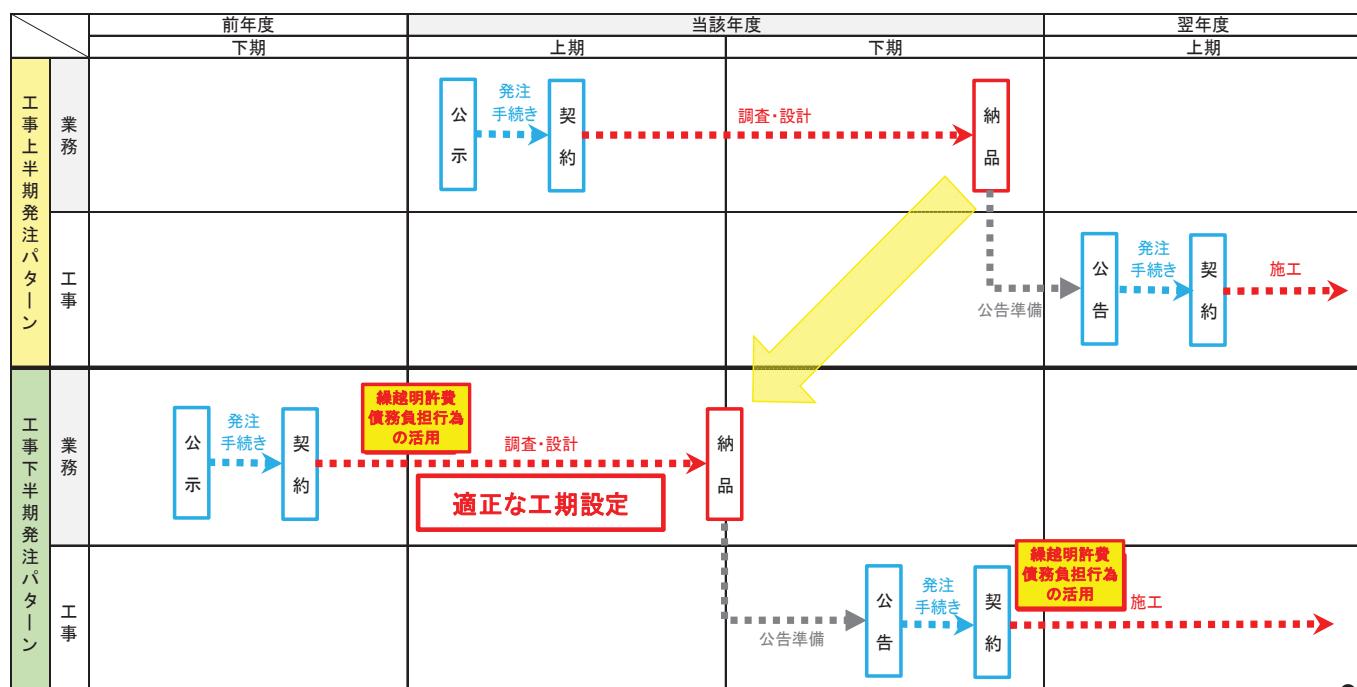
33

【業務/必ず実施】③履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

発注・施行時期の平準化のイメージ



34

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める。**

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成



- 協議会**構成員の役職格上げ**、連携・支援の実施に向けた**役割の見直し**

- 地域発注者協議会の下に**全市町村が参画する**都道府県毎の部会を設置

例1：北陸ブロック 協議会規約の改正

- | | |
|-------------|------------------------------|
| ・役職の格上げ | 県 : [部長] → [副知事] |
| | 市（町村） : [副市（町村）長] → [市（町村）長] |
| ・協議会の役割の見直し | [連絡調整] → [推進・強化] |

例2：中部ブロック 各県部会の設置

規約（H26.10改正部分抜粋）（部会）

第8条 **全ての市町村が各施策を推進・強化**するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。



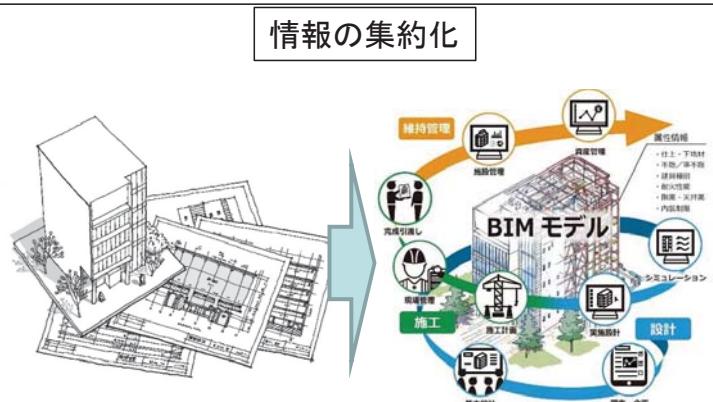
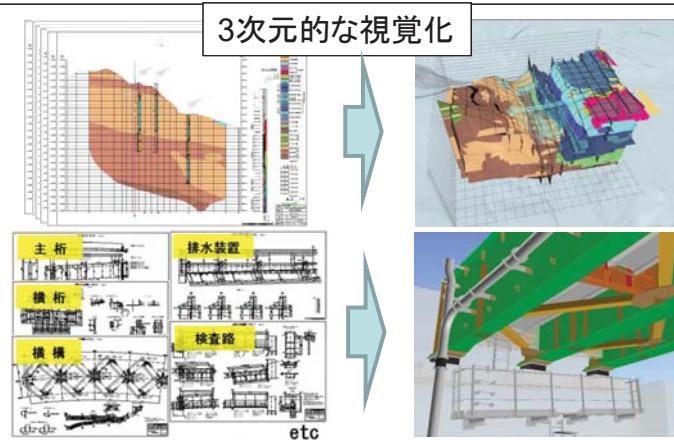
37

【業務/実施に努める】①ICTを活用した生産性向上

業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIM**や**3次元データ**等の積極的な活用に努める。

- **BIM/CIM**とは、計画・調査・設計段階から**3次元モデルを導入**し、後工程においても**情報を充実させながらこれを活用**するとともに**関係者間で情報共有を図ること**で、建設生産・管理システムにおける**品質確保**と共に受発注者双方の**業務効率化・高度化**を図るもの。
- BIM/CIMを活用することで、**3次元的な視覚化**が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、**情報の集約化**が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。
- ひいては、建設生産・管理システム全体における、**事業の生産性向上**や**品質の確保**を図ることが可能。

※ Building/ Construction Information Modeling, Management

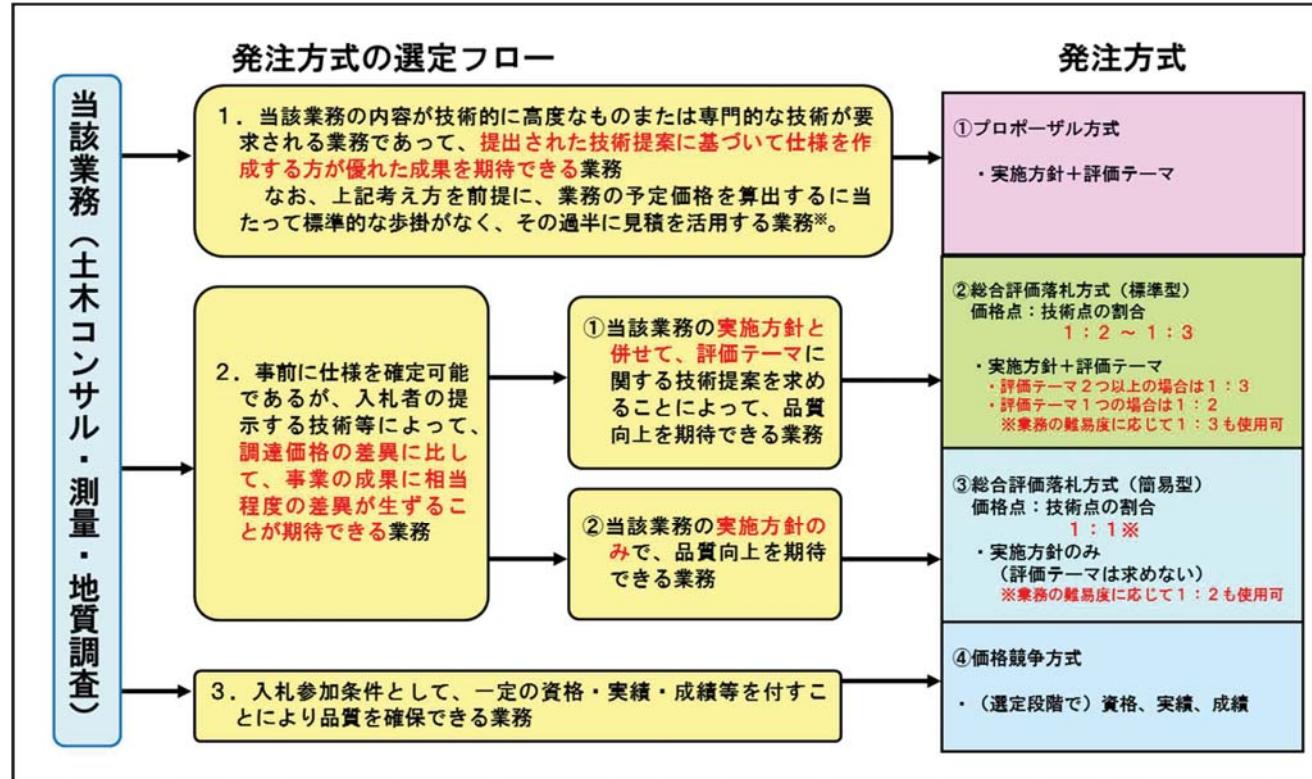


➤ 3次元的な視覚化を図ることで、各断面のズレが無いなどなどを3次元的にチェックが可能となる。

➤ CIMモデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図ることで、前段階の情報を利活用することが可能となる。

38

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の適切な入札契約方式を選択する**よう努める。



39

【業務/実施に努める】③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

発注者は、一定の資格、実績、成績等のみを競争参加資格条件とすることにより品質を確保できる業務などを除き、技術提案を求めるよう努める。特に、**技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。**

プロポーザル方式

○当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合に選定する。

○建築関係建設コンサルタント業務においては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合(いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。)にもプロポーザル方式を選定する。

※業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定

○業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ(評価テーマ)を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求める、技術的に最適な者を特定

総合評価落札方式

○事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。

○当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ(評価テーマ)を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定する。

※評価テーマに関する技術提案を求める必要はない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定

○業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求める、価格との総合評価を行う。

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**「イークリースタンスの適用」や「条件明示チェックシートの活用、スケジュール管理表の運用」**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

実施内容

- 詳細設計業務発注時において、受発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- ・未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)



適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行

国交省土木業務関連HP:<http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html>

実施体制(案)

- 確実な条件明示のための体制として、「**設計業務の条件明示検討会(仮称)**」を開催※し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

[開催時期] 詳細設計業務発注の決裁前に実施

[確認体制] 副所長、発注担当課長、調査職員等

[準備資料] 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等

41

【業務/実施に努める】⑤受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**「発注者と受注者による合同現地踏査の実施」**に努める。テレビ会議や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**「発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。」**

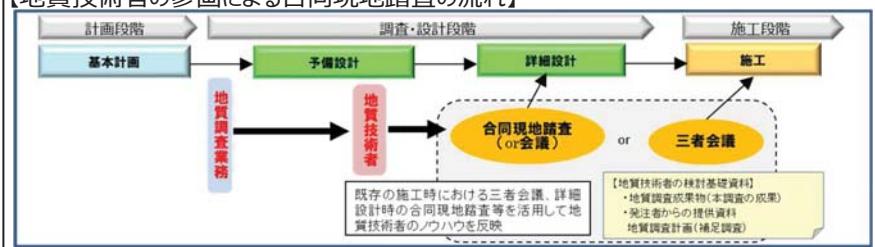
合同現地踏査

合同現地踏査においては、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い、実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底する。



特に地質情報の不確実性が高い現場において、地質調査を実施した技術者が合同現地踏査に参加し、設計者・施工者に調査で得られた知見などを直接伝達を行うことで、地盤に関するリスクに対して設計や施工段階での的確に対策を講じることが可能となる。

【地質技術者の参画による合同現地踏査の流れ】



テレビ(WEB)会議

- WEB会議を活用することにより、出張・打合せ時の多くを占める移動時間が短縮



■ テレビ(WEB)会議のイメージ

42

【災害時の対応】①災害時の入札契約方式

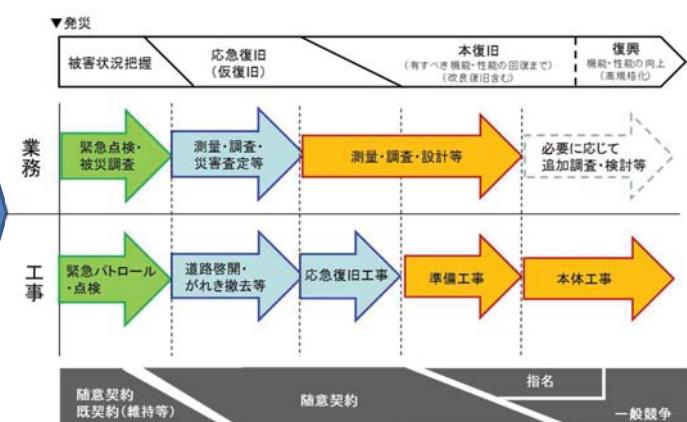
災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被災状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合	指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案して現地定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧			通常の方式（一般競争・総合評価落札方式他）



43

【災害時の対応】②現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化があることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

○設計変更の対象とする経費や工種を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

<設計変更の対象とする経費の例>

- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費 など

現 状

発注者

受注者

当該地域



遠隔地からの調達に係る費用の増
(交通費・宿泊費等)は、受注者が負担するしかないことから、域外からの調達が進まない。

対 策

発注者

地域外からの労働者確保が必要になる場合は、
その確保に要する費用について設計変更対応とすることを条件に契約。

遠隔地からの調達に係る費用の増
が、設計変更の対象となることから、
必要な場合には受発注者間で協議
し、域外調達が進む。

44

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっても**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

■包括協定の事例(沖縄)

【背景】

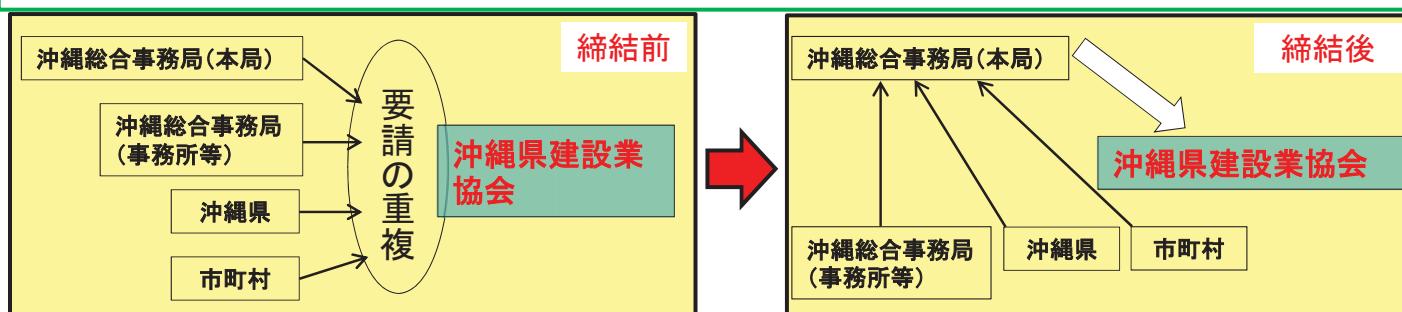
- 東日本大地震や熊本地震の教訓をもとに、大規模災害に備えた災害協定締結の動きが活発化。
- 島しょ県沖縄は、大規模地震・津波災害が発生した場合、他府県からの支援が到着するまでに一定の期間を要する為、島内建設業者の限られた人材や建設資機材を効果的に活用して、道路啓開などの応急復旧を行う事が不可欠。

【課題】

- 国・県等から様々な要請があるなかで、重複して要請するなど、協定に基づく対応に混乱が生じる例がある。

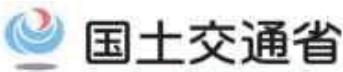
【対応】

- 協力要請の重複を防ぐため、要請ルートを整理し明確化をはかる。
- 既に昨年度、道路啓開計画・タイムラインについては策定済みである。この度、沖縄県・沖縄県建設業協会(357社加盟)と包括的協定手交式を行った(平成30年2月15日)。協定が結ばれた事により迅速な対応が可能になる。



工期に関する基準について

国土交通省
九州地方整備局 建設産業課
令和2年11月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や縛越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に縛越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

生産性向上への取組

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者（技士補）を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者（下請）：一定の要件を満たす場合は配置不要

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

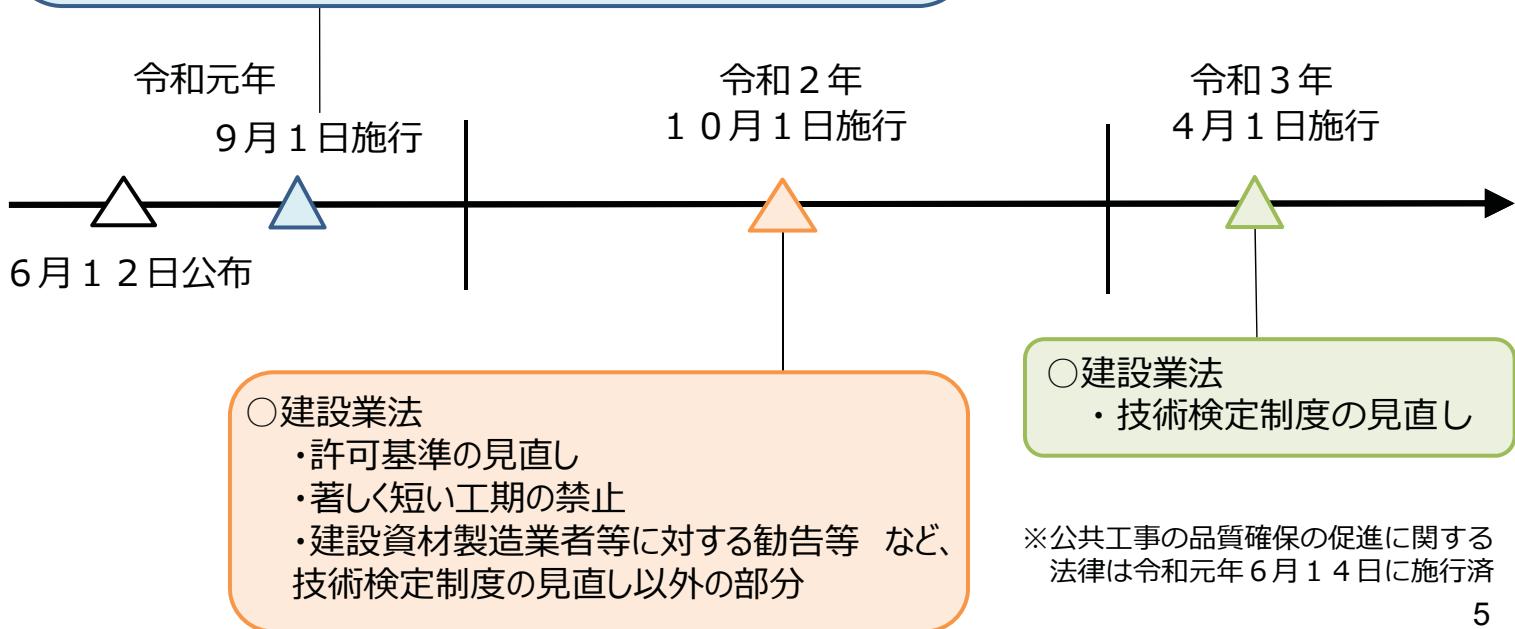
施行時期について

○建設業法

- 施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- 建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- 中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加



5

工期の適正化

(建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条)

◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

実施を勧告

建設業者

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでは、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壤の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

6

工期に関する基準 詳細（4/4）

- 第5章では、働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載。
- 第6章では、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを記載。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

- 建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。そのため、別紙として『週休2日達成に向けた取組の好事例集』から取り組みを抽出し、別紙を作成
『週休2日達成に向けた取組の好事例集』：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

第6章 その他

（1）著しく短い工期と疑われる場合の対応

法令違反行為の疑義情報を受け付ける駆け込みホットラインが設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、発注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談が可能

著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能

（2）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要

国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、ガイドラインを作成・周知

こうした施工中の工事における新型コロナ感染症の拡大防止措置等の取組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あらかじめ請負代金の額に必要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元下間ににおいて協議を行った上で、必要に応じて適切な変更契約を締結することが必要

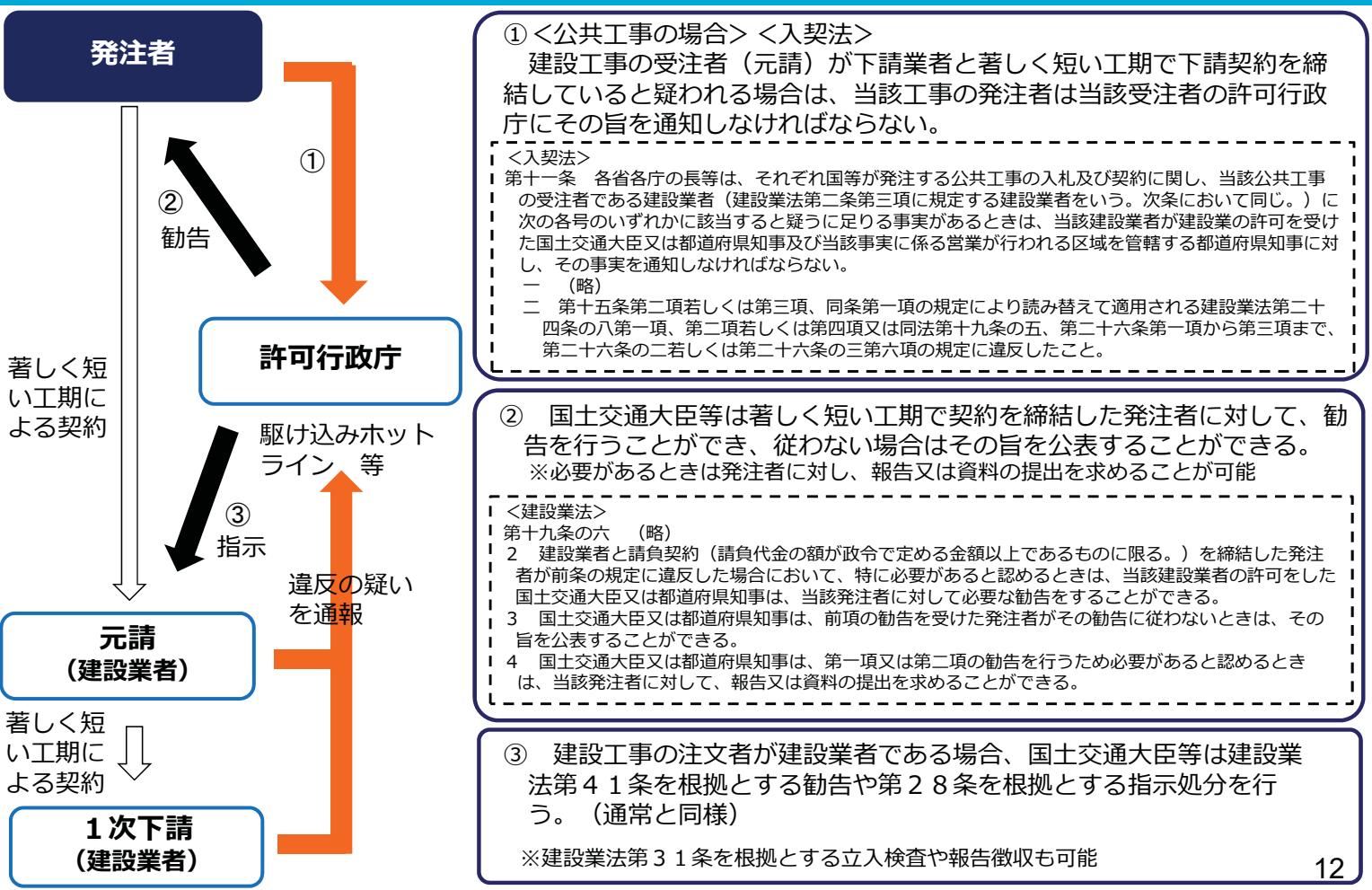
特に、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元下間に協議・合意の上、必要に応じて工期の延長を実施

サプライチェーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、特定警戒都道府県より労務調達をする場合は、当該労務者の健康状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間ににおいて協議を行った上で、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要

（3）基準の見直し

今後、本基準の運用状況を注視するとともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、適宜、見直し等の措置を講ずる。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Constructionなどの生産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置

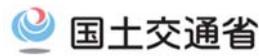


1. 社会保険加入の最新状況と今後の 対応方策

国土交通省
九州地方整備局 建設産業課
令和2年11月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



1-1 社会保険加入の最新状況

- 国土交通省で平成29年7月、標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注者から提出される請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について調査。
- 国では、法定福利費を明示する取組が進む一方、**市区町村では一部の自治体にとどまっている状況。**

① 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組

(出典)令和元年度入札契約適正化法に基づく実態調査(平成30年度実績)
※カッコ内は、前回調査結果(平成29年度実績)

	導入している	導入していない	導入割合 (%)
国(各府省)	16(14)	3(5)	84%(74%)
都道府県	25(20)	22(27)	53%(43%)
市区町村	241(169)	1,500(1,572)	14%(10%)

※市区町村は北方領土6村を除く

② 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組を導入していない場合の今後の対応予定

	今後導入することを決定している (時期も決定)	今後導入することを検討しているが、 時期は決まっていない	今後も導入する予定はない
国(各府省)	0(1)	2(2)	1(2)
都道府県	0(1)	17(17)	5(9)
市区町村	12(4)	1,028(572)	460(996)

1-2 社会保険加入の今後の対応方策

これまでの主な対策	改正建設業法施行以降に必要な対策
1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会の設置 	本協議会において、引き続き対策の協議・検討を実施
2. 行政によるチェック・指導 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7~) ○ 許可更新時等の確認・指導 (H24.11~) 	【改正建設業法により社会保険加入要件化】
3. 公共工事における対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8~段階的に実施) ○ 地方公共団体発注の工事における対策の実施 	【改正建設業法により社会保険加入要件化】
4. 民間発注工事における対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1~) 	【改正建設業法により社会保険加入要件化】
5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透 <ul style="list-style-type: none"> ○ 下請指導ガイドライン（課長通知）の制定 (H24.11~) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者単位での社会保険加入確認の強化 ⇒ CCUSにより作業員名簿の確認効率化が可能となることにあわせて、「下請指導ガイドライン」を改訂 ○ 規制逃れが疑われる一人親方対策について ⇒ 協議会の下に検討会を設置し、職種ごとの実態等を踏まえ、今年度中に一人親方対策の方向性をとりまとめ
6. 法定福利費の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4~) ○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用 ○ 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7) ○ 法定福利費の支払状況等に関する実態調査の実施 (H29.9~) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定福利費を行き渡らせるため、見積書・請負代金内訳書における法定福利費内訳明示の更なる徹底 ⇒ 年内に「建設業社会保険推進・処遇改善『地方』連絡協議会」を開催するなど、地方レベルにおいても取組を強化
7. その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 周知・啓発・相談体制の充実等 	社会保険加入対策の周知・啓発等について、引き続き実施

公共工事における法定福利費内訳明示の促進(品確法基本指針等)



品確法基本方針 及び 入契法適正化指針 の一部変更について（令和元年10月18日閣議決定）

- 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(品確法基本指針)の一部変更

(略) **公共工事を実施する者**は、例えば、下請契約において最新の法定福利費を内訳明示した見積書を活用し、これを尊重すること、請負契約において法定福利費の請負代金内訳書を活用し、法定福利費が的確に反映されていることを明確にすること等により、下請契約が適正な請負代金で締結されるようにするものとする。【新設】
- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(入契法適正化指針)の一部変更

(略) 積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めるものとする。【新設】

1. 背景

- 請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)における法定福利費の明示については、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について(平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号)等に従い、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始した工事から実施しているところ。
- これに関し、予定価格には社会保険加入の原資となる法定福利費が含まれており、適切な法定福利費を確保する観点から、内訳書の記載に法的拘束力がないことに留意しつつ、発注者としても、次のとおり取り組むとした。(「請負代金内訳書に明示される法定福利費の適切な支払いのための取組について」(平成30年5月31日付け国地契第5号))。



2. 具体的な取組

- ① 請負代金内訳書提出前：内訳書に明示された法定福利費が適正金額と乖離することを防ぐため、全工事を対象に、契約相手に対して紙等を配布し、下記事項に注意するよう事前に周知徹底を行う。

(周知内容)

- ・計算間違いや桁のずれ等、数値的・機械的に誤っていないこと。
- ・法定福利費の算出に当たって、国交省作成のマニュアルに準拠する等、適切な方法で行っていること。
- ・下請契約を締結する工事(締結することが見込まれる工事を含む。)においては、当該下請業者分の法定福利費を含めていること。

- ② 請負代金内訳書提出後：法定福利費の割合が著しく低い場合(50%以下を目安)に、事業者に対して記載の確認を行う。

(確認内容)

法定福利費の割合が50%以下であることを明示的に伝達し、事前周知の内容につき誤りがないか確認。

公共工事における法定福利費内訳明示の目標設定

「公共発注者」の取組(受発注者間)

受注者に提出させる請負代金内訳書について、国(各府省)では法定福利費を明示させる取組が進む一方、
市区町村では取組が一部の自治体に留まっている状況

【導入している割合】国(各府省)…84%、都道府県…53%、市区町村…14%

目標設定

**令和3年度までに、請負代金内訳書について法定福利費を内訳明示させる取組について、
国及び都道府県においては100%、市区町村においては50%以上まで導入を図る**

(入札契約適正化法に基づく実態調査において進捗状況フォローアップ)

「建設企業」の取組(元下・下下間)

公共工事において、下請企業から提出させる見積書・請負代金内訳書について、いずれも法定福利費の内訳明示を活用した割合は6割前後に留まっている状況

【内訳明示を活用した割合】見積書…63%、請負代金内訳書…58%

目標設定

**令和3年度までに、公共工事において法定福利費を内訳明示させる取組について、
見積書・請負代金内訳書のいずれも80%以上まで活用を図る**

(公共事業労務費調査において進捗状況フォローアップ)

※ 上記目標と合わせ、民間工事も含めた工事全体における見積書・請負代金内訳書についても、70%以上の企業が全ての工事において法定福利費内訳明示を活用することを目指す(下請取引等実態調査において進捗状況フォローアップ)